

美の魅力発信5館ネットワーク動画作成業務委託仕様書

1 業務事業名

美の魅力発信5館ネットワーク動画作成業務委託

2 業務目的

県立博物館5館（美術館、琵琶湖博物館、琵琶湖文化館、安土城考古博物館、陶芸の森）が連携して各施設の魅力と滋賀の美の魅力を一体的・多面的に発信することで、各館の魅力をかけ合わせた新たな価値を作り、より多くの誘客につなげることを目指す。

3 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月24日（火）まで

4 業務内容

本業務の内容は、以下に掲げるとおりとする。

なお、具体的な業務の実施方法および本仕様書に記載のない事項については、県・受託者が協議の上、決定するものとする。

（1）5館の学芸員等の談話動画の企画

ア 5館の学芸員等の談話動画の具体的な企画提案を2本以上すること。

学芸員等の談話は、5館集合しての談話、2館の一対一の談話等形式は問わないが、企画全体の中で5館すべての学芸員等が出演する企画とすること。

（企画参考例）一つの展示作品／テーマ等を各学芸員の専門分野ごとの観点から解説し、5館が連携することで作品の多面的な鑑賞につなげる。

イ 撮影の詳細は受託者、県担当者および各館担当者と打ち合わせの上、決定する。

ウ 撮影機材等は、以下（2）の規格を満たすものを用意すること。

（2）動画の編集・発信

ア （1）で決定した内容で、2本以上の動画を制作すること。

イ WEB（YouTubeを想定）上で公開、閲覧できる形式とし、以下の規格を標準とすること。

動画時間	30分程度／本
アスペクト比	16：9
解像度	1920×1080px

ウ 音声を鮮明に記録できるよう、状況に応じてピンマイク等を使用すること。

エ 動画、静止画、字幕、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の表現手段を用いて、誰にでもわかりやすく編集すること。

オ 校正を1回以上行うこと。

カ 作成する動画は、SNS、イベントと上活用できる音源を使用すること。

キ 肖像権や著作権について必要な手続きをすること（撮影、編集および納品後の配信にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む）。

ク 制作した動画は受託者側の SNS 等で発信することとし、その発信計画については受託者が企画を提案すること。

5 成果物

- (1) 制作した動画の電子データ（mp4 形式、wmv 方式）
- (2) (1) を収めた DVD 6 枚（DVD プレイヤー等でも再生できるようにすること。）

6 成果物等の納入場所

文化芸術振興課美の魅力発信推進室

滋賀県立美術館（滋賀県大津市瀬田南大萱町 1740-1）内

7 成果物の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果物に不備が発見された場合は、県の指示により受託者の負担と責任において速やかに把握の上、修正して再度納入するものとする。

8 再委託

本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を県に提出し、承認を得ること。また、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

9 権利の帰属

(1) 著作権

成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託料の完済により県に移転する。

県または受託者が従前から有していた著作権については、それぞれ県または受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は、県が成果物を利用するため必要な範囲で、県に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

(2) 著作者人格権

受託者は成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

(3) 所有権

成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって滋賀県に移転する。

(4) 第三者の権利侵害

成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続を受託者の費用負担で行うこと。

成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証すること。

第三者からの権利の侵害について異議の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には受託者の責任と負担において処理すること。

10 その他、業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 業務内容の詳細は、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行状況について隨時報告を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、県の責めによるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (5) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、他に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。
- (7) 本業務の実施にあたり、県は、学識経験者等の協力のもと、受託者に指導・助言を行うことがある。